

「新潟県優れたものづくり条例※」に対するパブリックコメントの結果
 ※意見募集時の題名：新潟県優れたものづくりの技能及び技術を尊重し継承を促進する条例

○意見募集期間 平成23年1月4日～1月31日

○意見の提出者 9人（個人・団体）

○意見の件数 12件

I 反映した意見 2件、II 一部反映した意見 0件、III 既に記載済みのもの 5件、
 IV 今後の検討課題とするもの 3件、V その他記述を変更しなかったもの 2件

○意見の内容及び対応

No.	関係する主な条文等	内容	対応	反映状況
1	条例全般	ひとつひとつの条文は、短くした方が分かりやすいので、県の責務と優れた技能者等に対する表彰制度など小分けにして、分かりやすい条文を作成するべきである。	ご意見を反映させていただき、分かりやすいように項目ごとに分けて条文を作成しました。	I
2	条例全般	ものづくりの技術や技能についての条例だが、「ものづくり」にこだわらず様々な仕事に従事する人たちが対象にするべきである。	この条例は、優れたものづくりが根づく本県において、ものづくりの技能及び技術が尊重され、次世代へしっかりと継承されていくことを目的としたものであることをご理解いただきたいと思います。	V
3	条例の題名	「新潟県人と人の絆づくり条例」に比べて、堅い感じがする。条例に親しみを持たせるため、例えば、「新潟県優れたものづくり条例」など覚えやすい名前にするか、愛称などを付けたらどうか。	ご意見を反映させていただき、条例の題名を変更しました。	I
4	第3条 県の責務 第6条 財政上の措置 第8条 技能者等の顕彰	条例制定については、賛意を表する。県の責務等については、理念にとどまることなく、各自自治体へのまちづくり、業界の事情を検討し、文化を含む環境づくり等への助言や支援を期待する。特に技術の継承について、優秀な技能者や原料製造者の表彰、さらには全国的な各種関連情報の収集活動等についての援助などの支援が必要である。	優秀な技能者等への表彰は、広い分野を対象にすることを考えております。また、技術の継承と後継者の育成のための支援についても、市町村、関係機関等との連携を図りながら、支援を行うこととしております。なお、県は、予算の範囲内で財政上の措置を講ずるよう努めることとしております。	III
5	第4条 県民の役割 第7条 広報啓発等	ものづくりの社会貢献について理解を深めるとともに、技能者を尊ぶ社会の実現を目指すとはありますが、具体的にどのようなことを行うのかよく分からない。	ものづくりの重要性を県民の皆さんにご理解いただく中で、自ずと技能者等を尊ぶ社会が築き上げられていく姿を目指しています。そのためには、県民の皆さんに条例の趣旨や目的を分かりやすく伝えることが重要であり、その効果的な手法について今後検討してまいります。	IV
6	第5条 ものづくり事業者の役割	環境の整備を図り、能力開発の機会の確保などが事業者の責務となっているが、不景気で厳しい経営状況の中でこれ以上、事業者が負担することは無理である。	特別に今まで以上の負担を強いるものではなく、事業を進めていくうえで当然行っている技術者の育成等について、「優れたものづくり」の推進という観点から技術の向上や後継者の育成を図るという意識を持って対応していただきたいという趣旨です。	V
7	第5条 ものづくり事業者の役割 第8条 技能者等の顕彰	今日の日本の経済発展を支えてきたのは、日本のものづくりの技術であり、町工場の職人の力と考える。不景気で廃業したり海外移転することは日本経済の衰退につながる。条例により職人の人たちの励みや後継者の育成が図られることを期待する。	条例の目的が達せられるよう、また、職人の皆さんの励みとなるよう、優れたものづくりに関する施策の充実を図ってまいります。	III
8	第5条 ものづくり事業者の役割 第9条 技能者等の確保の促進	永年にわたり貢献してきた人を顕彰することは大変に良いことですが、若い職人が一生懸命頑張っていくために励みとなることも必要と思うので、若い人にもチャンスを与えて欲しい。	後継者の育成も重要な問題と考えており、若年層に対する配慮規定を条例に盛り込んでいます。	III
9	第6条 財政上の措置	条例に賛成する。理念だけで終わることなく、本県経済の発展と誇りの持てる地域社会の実現に向けて実効性の発揮が求められることから、県や市町村は技能・技術者の活用に向けた制度的・財政的施策の充実を図ることを期待する。	条例では、県は、予算の範囲内で財政上の措置を講ずるよう努めることとしております。	III
10	第7条 広報啓発等	小中学校の子どもたちに、もっと職人の素晴らしさを伝えて、後継者の育成につなげるべきである。	ものづくりの重要性について県民の皆さんの理解を高めるため、広報などの啓発活動を行うよう規定しています。	III
11	第7条 広報啓発等	職人の仕事に光を当てることは良いことである。伝統に培われた技術の伝承や大切さを子どもたちにアピールしなければ後継者の育成は難しい。具体的なアピール方法などを明記すべきである。	条例では、広報などの啓発活動により技術の伝承や大切さの浸透を図ることとしており、具体的にどのようなアピール方法が効果的なのかについては、今後検討してまいります。	IV
12	第8条 技能者等の顕彰	表彰して終わりでは意味がないし、芸術的な伝統工芸部門ばかりが関心呼び注目度が高いと思うが、ごく普通の職人も対象としてもらいたい。	表彰がさらなる技術の向上の励みとなることを想定しておりますので、表彰の対象は幅広い範囲とすることを考えています。	IV

◎ 条例素案の公表方法

(1)新聞広告にて告知後、自由民主党新潟県支部連合会ホームページへの掲載 (2)自由民主党新潟県支部連合会における資料の閲覧及び配布 (3)市町村長、市町村議長及び県内各種団体への資料の配布